

戸塚区連合町内会自治会連絡会1月定例会 議 題 説 明 書

戸塚区社会福祉協議会

議題名： 各種募金等をゆうちょ銀行で払込む際に係る
各種料金について(事務連絡)

【内容】

令和4年度以降に取扱う共同募金・日本赤十字社会費に関して、ゆうちょ銀行で払込む際に係る各種料金につきまして、一部を本会で補てんいたします。
例年3月にお支払いしていますチラシ全戸配布に係る手数料に、ゆうちょ銀行窓口で払込んだ町内会自治会数に500円を乗じた金額を上乗せして、各連合町内会自治会の指定口座へ振込みをいたします。

【例年あげている議題か？】

今回初めての議題です。

【何をすればいいのか？】【いつから(いつまでに)すればいいのか？】

情報提供しますので、ご承知おきください。

【その他、注意することなど】

問合せ先

担当部署 戸塚区社会福祉協議会

担当者名 安部・小泉

TEL 866-8434 FAX 862-5890

令和4年1月18日

各地区連合町内会会長

横浜市戸塚区社会福祉協議会
事務局長 安部 力

各種募金等をゆうちょ銀行で払込む際に係る各種料金について（事務連絡）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本会の事業につきまして、ご理解・ご支援をいただき感謝申し上げます。

先般、令和3年11月の戸塚区連合町内会自治会連絡会において、情報提供させていただきましたが、各種募金（共同募金・日本赤十字社会費）を、ゆうちょ銀行窓口で「払込取扱票」による払込みをする場合、令和4年1月17日（月）から下記の料金がかかります。

本件に関する本会の対応について、ご連絡いたします。

（1）払込料金の加算

窓口やATMでの払込みにあたり、現金でお支払いの場合には、1件ごとに料金110円が加算されます。

（2）硬貨取扱料金

払込みにあたり、窓口へ硬貨を持ち込む場合、枚数に応じた料金がかかります。

硬貨枚数	料金
1～50枚	無料
51～100枚	550円
101～500枚	825円
501～1,000枚	1,100円 (以降500枚毎に550円加算)

※上記（1）（2）各料金は窓口において現金で支払う必要があります。

（3）本会の対応

令和4年度取扱分から共同募金・日本赤十字会費をゆうちょ銀行窓口において払込に係る各種料金につきまして、その一部を本会で補てんさせていただきます。

（4）内 容

毎年3月にお支払いしておりますチラシ配布手数料（世帯数×2円）に、ゆうちょ銀行窓口で払込みをした町内会自治会数に500円を乗じた額を上乗せして、各連合町内会自治会の指定口座にお振込みをいたします。

（問い合わせ先）

戸塚区社会福祉協議会
電話 866-8434
担当：安部、小泉